別紙１

* この書類は、「国内旅行に係る取消料」について、いわゆる募集型ペックス約款の個別認可を受けていることを前提とした書類です。

認可を希望する旅行業約款（案）

1. 当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」の別表第一をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表第一　取消料（第十六条第一項関係）一　国内旅行に係る取消料

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　 分 | 取　消　料 |
| （一）次項、第三項及び第四項以外の募集型企画旅行契約 |
| （略） | （略） |
| （二）航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの |
| （略） | （略） |
| （三）航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（１名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。）及び金額を明示したもの |
| イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからヘに掲げる場合を除く。） | 旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内 |
| ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 |
| ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 |
| ニ　旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 |
| ホ　旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 |
| へ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 |
| （四）貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | （略） |
| 備考 | （一）（略）（二）（略）（三）第二項及び第三項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 |

 |

２．上記１．以外は当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款と同一の内容である。

以　上

この書類は、「国内旅行に係る取消料」について、いわゆる募集型ペックス約款の個別認可を受けていることを前提とした書類です。

募集型ペックス約款の個別認可を受けた際、ひな形に従ってPEX運賃等を利用する募集型企画旅行の取消料に関する規定を「第二項」として挿入した約款に対して、新IIT約款に関する規定を新たに「第三項」として追加しています。

前回認可時にひな形通りの約款変更でなく認可を受けている場合は上記記載内容と異なりますので、自社約款に合わせて作成してください。